

坂戸市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和5年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	99,632	36,861,552	1,964,203	5,012,747	13.6	13.3

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

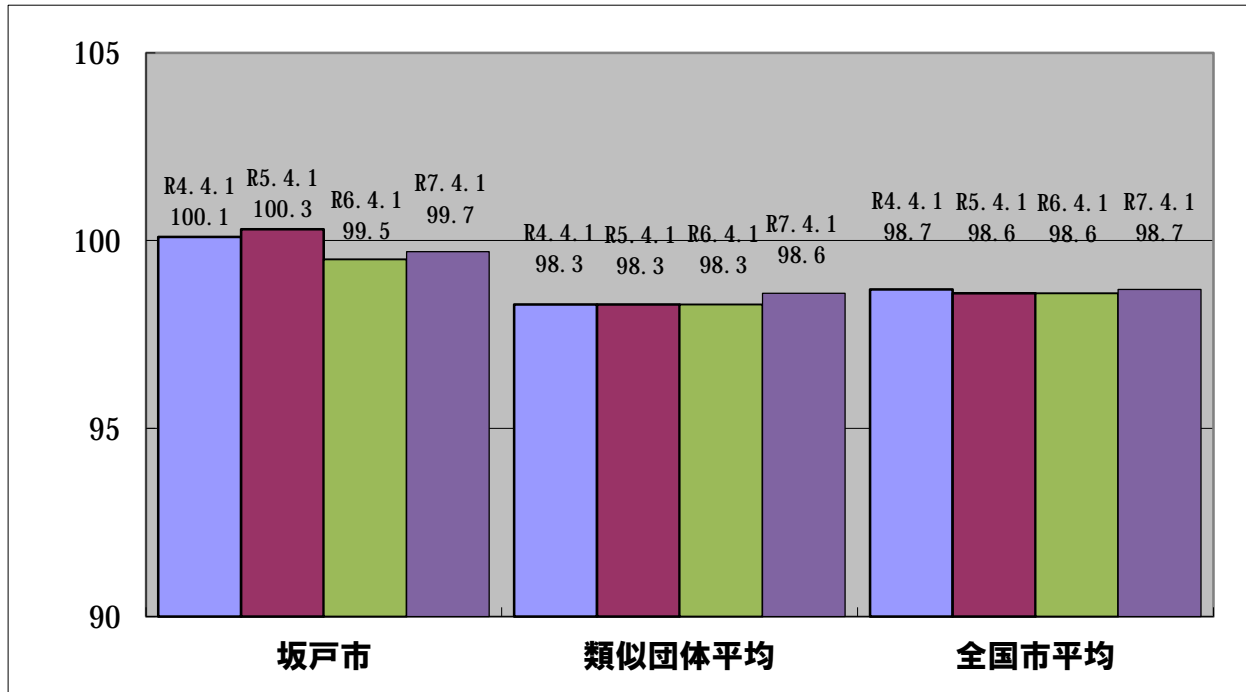
区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
令和6年度	552人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		1,875,088	453,711	825,234				
		事業費支弁に係る職員給		千円				
				262,682				

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、

地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出します。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について
【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号棒をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し [**実施** 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級に隣接する級間で給料月額の重なりを解消等を実施。

技能労務職の給料表は、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準9%に対し、坂戸市においても9%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。国の基準を踏まえ、令和7年4月1日時点は9%を支給。近隣自治体の状況を考慮し、令和8年4月1日時点は9%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	10%	9%	8%
坂戸市の支給割合	10%	9%	9%

③ その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
坂戸市	40.4歳	318,100円	397,853円	372,761円
埼玉県	41.7歳	327,898円	425,465円	377,657円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.7歳	323,640円	410,439円	373,596円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
坂 戸 市	51.0 歳	8 人	339,200 円	401,363 円	383,000 円
うち清掃職員	50.0 歳	5 人	327,300 円	383,740 円	370,200 円
うち自動車運転手	57.3 歳	(5 人未満)	371,400 円	437,800 円	406,500 円
埼 玉 県	54.2 歳	131 人	316,323 円	370,015 円	351,420 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	52.8 歳	15 人	324,186 円	382,285 円	358,506 円

区 分	民 間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
坂 戸 市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	1.20
うち自動車運転手	乗用自動車運転者	61.1 歳	247,300 円	1.77
埼 玉 県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
坂 戸 市	6,512,056 円	—	—
うち清掃職員	6,226,680 円	4,457,900 円	1.40
うち自動車運転手	7,153,800 円	3,064,400 円	2.33

※民間データとして使用している賃金構造基本統計調査の内容は、本市の技能職員と雇用形態等の諸条件が大きく異なることから、給与を単純比較することはできません。

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和4～令和6年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
坂戸市	43.9 歳	402,100 円	524,067 円
埼玉県	39.6 歳	364,402 円	428,949 円
類似団体	42.3 歳	329,711 円	388,647 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		坂戸市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	228,735 円	220,000 円
	高校卒	201,000 円	197,203 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	194,500 円	201,766 円	—

(注) 坂戸市における技能労務職については、職種と採用時の年齢により初任給を決定するため、一般的な額を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	294,100 円	369,550 円	—	—
	高校卒	269,300 円	332,800 円	—	—
技能労務職	高校卒	—	334,000 円	—	—
	中学卒	—	—	—	—

(注) 各経験年数に該当する職員がいない場合は「—」で表示してあります。

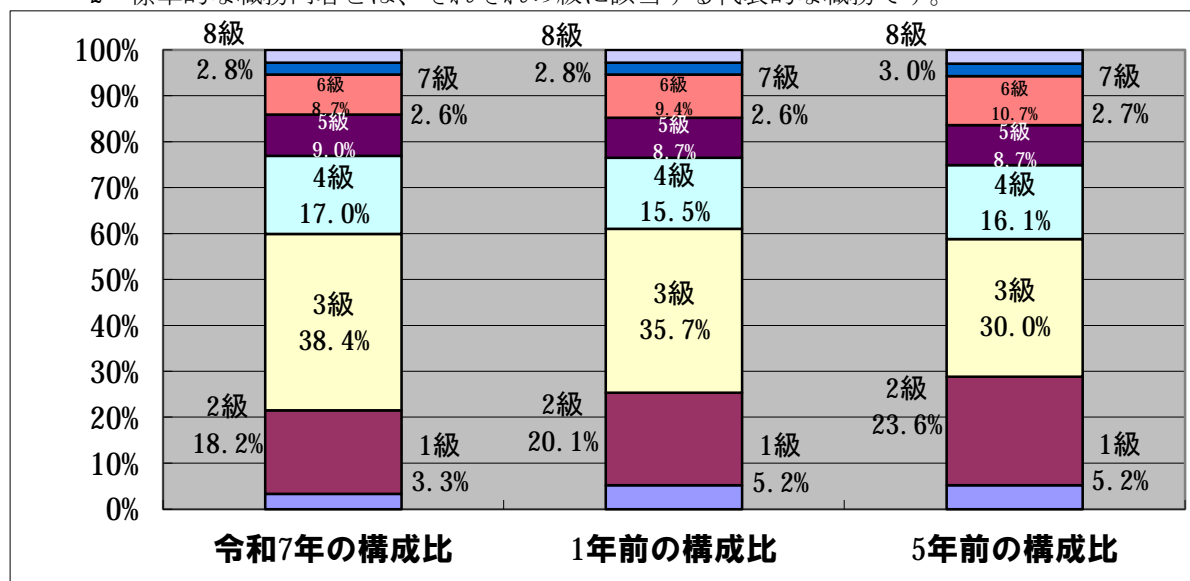
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

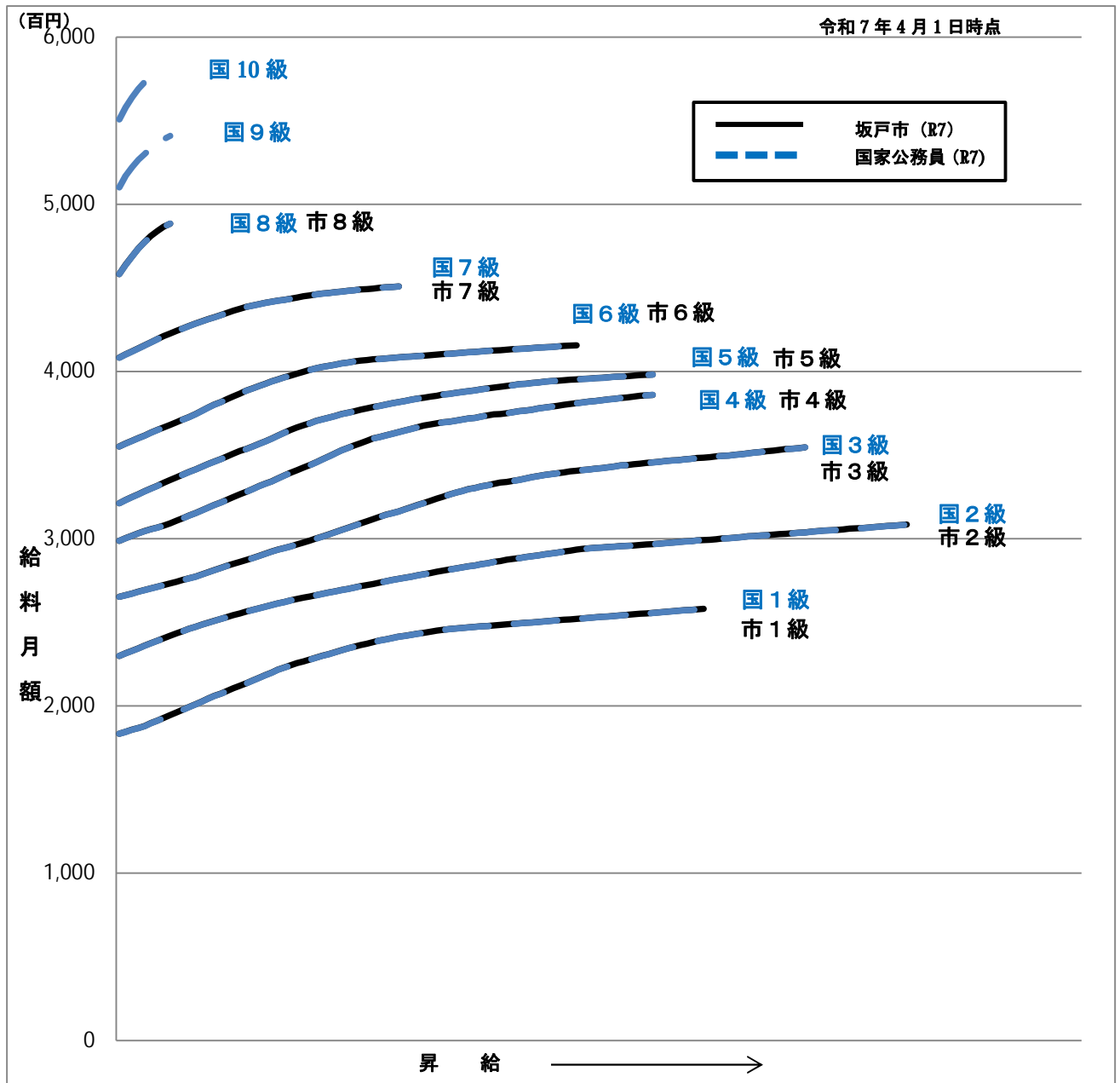
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補、技師補	14 人	3.3 %	183,500 円	258,100 円
2 級	主事、技師	77	18.2	230,000	308,500
3 級	主任	163	38.4	265,300	354,700
4 級	係長	72	17.0	298,800	386,100
5 級	課長補佐	38	9.0	321,300	398,200
6 級	課長、副課長	37	8.7	355,200	415,700
7 級	次長	11	2.6	408,300	450,900
8 級	部長	12	2.8	458,300	488,500

(注) 1 坂戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（坂戸市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○		○	○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

坂戸市	埼玉県	国
(令和6年度) 1人あたり平均支給額 1,684千円	(令和6年度) 1人あたり平均支給額 1,708千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (坂戸市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

坂戸市			国		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 19.6695月分	24.586875月分		勤続20年 19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年 28.0395月分	33.27075月分		勤続25年 28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年 39.7575月分	47.709月分		勤続35年 39.7575月分	47.709月分	
最高限度 47.709月分	47.709月分		最高限度 47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)			定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
1人あたり平均支給額			1人あたり平均支給額		
(自己都合)	(応募認定・定年)		(自己都合)	(応募認定・定年)	
2,906千円	21,903千円		2,906千円	21,903千円	

(注) 1 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和6年度に退職した職員(全職種)に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		232,789千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		389,279円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
坂戸市	9%	598人	9%

(4)特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,091千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		27,880円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		12.2%		
手当の種類（手当数）		10種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
① 税務事務手当	収税事務担当職員	臨宅により市税の徴収の業務及び滞納処分業務に従事したとき	2千円	日額 220円
② 社会福祉業務手当	福祉関係職員	福祉事務所に勤務し、福祉に関する現業を行なう職員及び指導監督を行なう職員がその業務に従事したとき、並びに在宅のねたきり老人及び心身障害者等の生活に直接必要な家事、介護又は助言等の奉仕的業務に専ら従事する職員が当該業務に従事したとき	1,182千円	日額 220円
③ 防疫作業手当	保健衛生及び防疫関係職員	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、職員が感染症若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着の危険がある物件の調査又は処理作業に従事したとき、又は感染症の病原体を有する家畜若しくは有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	—	日額 500円
			—	日額 220円
④ 保育手当	保育士	保育士が乳幼児の保育業務に従事したとき	632千円	日額 120円

⑤ 用地交渉手当	道路、区画整理関係職員等	本務の場所を離れて、公共用地の取得に関する事業、土地区画整理その他これに類する事業又はこれら事業に関連する事業に必要な土地の取得、補償又は換地のために行う交渉業務に従事したとき	37 千円	日額 220 円
⑥ 保健指導業務手当	保健師	保健師が結核患者の家庭を訪問して患者の療養指導の業務に従事したとき	—	日額 220 円
⑦ 行旅死亡人等取扱手当	福祉関係職員	行旅死亡人の処置又は行旅病人の援護の業務に従事したとき	—	1 回 1,000 円
⑧ 廃棄物処理施設技術管理者業務手当	廃棄物処理施設関係職員	廃棄物処理施設に勤務する職員のうち、技術管理者としてその業務に従事したとき	107 千円	日額 220 円
⑨ 電気主任技術者業務手当	廃棄物処理施設関係職員等	電気主任技術者として高圧受電、変電施設等の保守管理の業務に従事したとき	—	日額 220 円
⑩ 建築主事業務手当	建築主事	建築主事に任命された職員が建築物の建築等の確認及び検査その他これらに準ずる業務に従事したとき	133 千円	日額 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	101,943 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	211,940 円
支給実績（令和 5 年度決算）	89,015 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	192,257 円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6)その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額(令和6 年度決算)
扶養手当	扶養親族のあるすべての職員	同		千円 49,195	円 233,152
住居手当	①自ら居住するための住居を借り、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ②所有する住宅に居住している職員で世帯主	同		35,280	280,000
初任給調整手当	医師に対し、採用後の期間に応じ216,000円を超えない範囲内で支給	同		0	0
通勤手当	片道2km以上で交通機関や自動車等を利用しなければ通勤が困難な職員	同		26,331	63,296
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給	異	1回につき 5,000円 1/1及び12/31 8,600円 1/2及び12/30 8,300円 1/3及び12/29 8,100円	1,260	5,164
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対し、職位に基づき定額を支給	同		81,570	595,401
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合、②災害の対処等の臨時・緊急の必要により平日の深夜に勤務した場合に支給	同		215	5,375

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市長 副市長	935,000 円 793,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
			1,120,000 円 / 510,000 円 934,000 円 / 614,600 円
報 酬	議長	495,000 円	757,000 円 / 400,000 円
	副議長	434,000 円	670,000 円 / 326,000 円
	議員	410,000 円	606,000 円 / 303,000 円
期 末 手 当	市長 副市長	(令和6年度支給割合) 4.6 月分	
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 4.6 月分	
退 職 手 当	市長 副市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.4025=18,064,200 円 給料月額×在職月数×0.2415= 9,192,456 円	(1 期の手当額) (支給時期) 任期ごと 任期ごと

※ 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年=48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

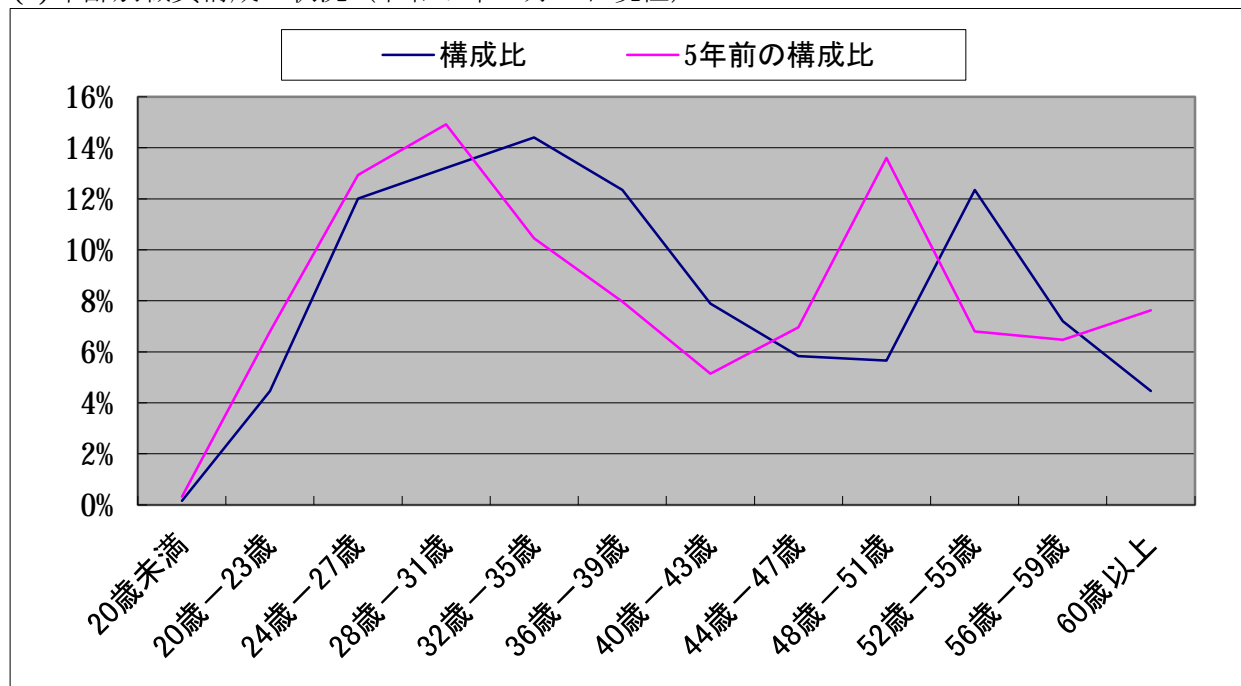
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	
		総務企画	169	169	0	
		税 務	40	39	△ 1	事務執行体制の効率化に伴う減員
		民 生	127	122	△ 5	事務執行体制の効率化に伴う減員
		衛 生	64	60	△ 4	事務執行体制の効率化に伴う減員
		労 働	2	2	0	
		農林水産	14	15	1	業務増に伴う増員
		商 工	6	6	0	
		土 木	59	57	△ 2	事務執行体制の効率化に伴う減員
		小 計	487	476	△11	<参考> 人口1万当たり職員数47.91人 (類似団体の人口1万当たりの職員 数52.48人)
	教 育 部 門	65	63	△ 2	事務執行体制の効率化に伴う減員	
	小 計	552	539	△13	<参考> 人口1万当たり職員数54.25人 (類似団体の人口1万当たりの職員 数65.90人)	
会 計 部 門	公 営 企 業 等	国保事業	12	11	△ 1	事務執行体制の効率化に伴う減員
		その他	32	33	1	業務増に伴う増員
		小 計	44	44	0	
合 計			596 〔619〕	583 〔619〕	△13 〔0〕	<参考> 人口1万当たり職員数58.68人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 〔 〕内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数 (人)	1	26	70	77	84	72	46	34	33	72	42	26 <small>(定年延長・暫定再任用)</small>	583

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	462	448	446	454	487	476	14 (3.0%)
教 育	95	92	93	89	65	63	△32 (△33.7%)
普通会計 計	557	540	539	543	552	539	△18 (3.2%)
公営企業等 会計 計	46	46	46	45	44	44	△2 (△4.3%)
総合計	603	586	585	588	596	583	△20 (△3.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。